

【第71号～第80号議案関係】 職員の定年引上げに係る関係条例の改正について

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

1 地方公務員法の改正と条例改正

令和3年6月、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、「国家公務員法等の一部を改正する法律」および「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布された。

国家公務員は法律に基づき、地方公務員については各地方公共団体の定める条例に基づき、令和5年4月1日より定年年齢を引上げることとなる。

▶ 定年の引上げに伴う新たな制度への対応と、各種所要の措置を講ずる必要があることから関連する条例の改正を行う。

（定年引上げに伴う主な制度改正一覧）

項目	概要
定年年齢の引上げ	職員の定年を「65歳」とし、2年ごとに1歳ずつ引上げ
役職定年制	管理監督職として勤務できる年齢の上限を「60歳」とする
定年前再任用短時間制	60歳以降に退職した者を短時間で採用できる制度
暫定再任用制度	定年引上げの経過措置期間中に定年から65歳までの間に採用できる制度
60歳以降の給料月額	給料表の級・号給に応じた給料月額の7割とする
役職定年時の給料月額	役職定年前の級・号給に応じた給料月額の7割を措置する
60歳以降の退職手当	60歳以降に普通退職した場合に「定年退職」扱いとする 60歳以降の支給額が60歳到達時より不利にならないようにする

2 段階的な定年引上げ

①職員の定年を一律「65歳」とする。（現行：医師・歯科医師は65歳、それ以外は60歳）

②経過措置として令和5年4月1日から2年ごとに1歳ずつ引き上げる。

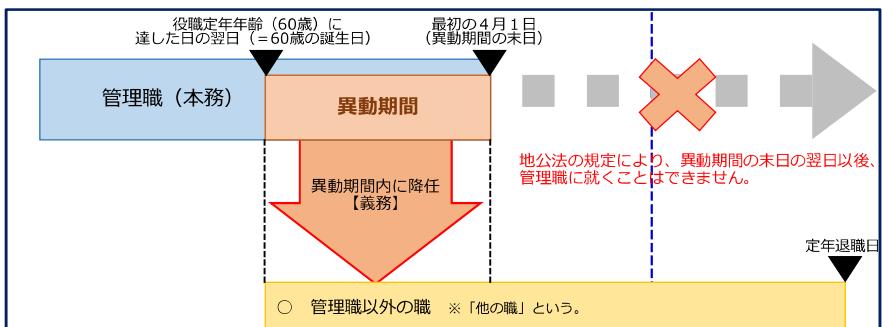
年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60歳	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
S36.4.2 ～S37.4.1 定年退職	60歳 定年退職	61歳 再任用(1) 既再(2)	62歳 既再(3)	63歳 既再(4)	64歳 既再(5)								
S37.4.2 ～S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 既再(1)	62歳 既再(2)	63歳 既再(3)	64歳 既再(4)	65歳 既再(5)						
S38.4.2 ～S39.4.1	58歳	59歳	60歳 定年退職	61歳 既再(2)	62歳 既再(3)	63歳 既再(4)	64歳 既再(5)	65歳 既再(6)					
S39.4.2 ～S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳 定年退職	61歳 既再(3)	62歳 既再(4)	63歳 既再(5)	64歳 既再(6)					
S40.4.2 ～S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 既再(4)	64歳 既再(5)				
S41.4.2 ～S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 既再(5)	64歳 既再(6)			
S42.4.2 ～S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 既再(6)		
S43.4.2 ～S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 既再(6)

3 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）

管理監督職として勤務できる年齢に上限を定める「役職定年制」を導入する。

▶ 医師・歯科医師以外の管理監督職は「60歳」に到達した日の翌日から次の4月1日までの間（異動期間）に、例外※を除き管理監督職以外の職に降任することとなる。

（役職定年制のイメージ）



※役職定年制の例外として、以下の異動期間の延長制度を設ける。

個人型 (勤務延長型)

特別な業務・特別な事情がある職について、公務の運営に著しい支障が生じる場合は最長3年間の延長が可

グループ型 (特定管理監督職群)

職務の内容が類似する複数の職について、公務の運営に著しい支障が生じる場合は最長5年間の延長が可

4 定年前再任用短時間制・暫定再任用制度（現行の再任用を廃止）

①定年前再任用短時間制

健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズへ対応するため、60歳に達した日後に退職した者を短時間勤務で採用できる「定年前再任用短時間勤務制」を導入する。

選考方法・勤務形態・給与等は現行の再任用短時間勤務職員と同様となる。

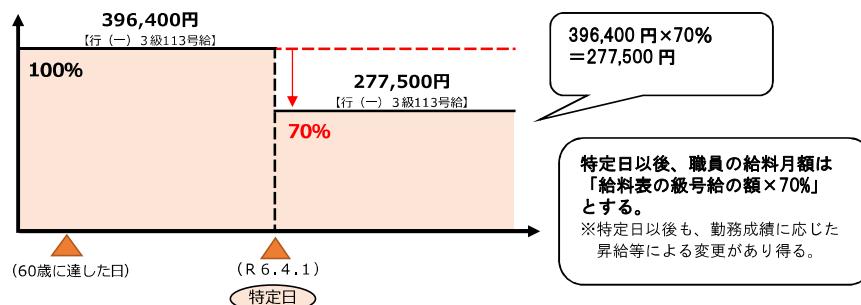
②暫定再任用制度

定年引上げの期間中、定年から65歳までの間の年齢に該当する者を常勤または短時間勤務で採用できる「暫定再任用制度」を導入する。

選考方法・勤務形態・給与等は現行の再任用職員と同様となる。

5 60歳に達した職員の給料月額

► 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後の給料月額は、当分の間、給料表の職務の級・号給に応じた給料月額の7割とする。※100円未満四捨五入

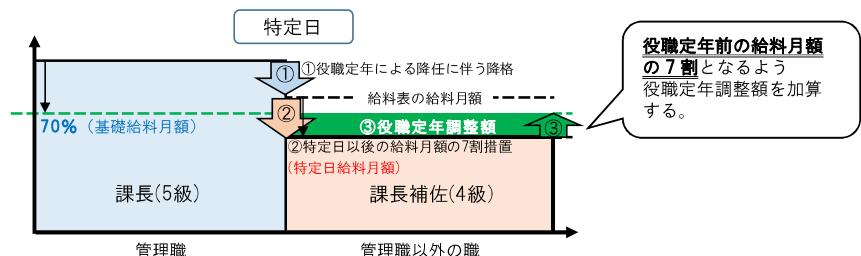


6 役職定年による降任をした職員の給料月額

管理職の職員が役職定年による降任をした場合、次のとおり二重に給料が引き下げされることになる。

- ①役職定年による降任に伴う給料月額の引き下げ
- ②特定日以後の給料月額の7割措置による引き下げ

► そのため、役職定年により降任した管理職の給料については、当分の間、①②による引き下げをした給料月額と役職定年前の給料月額の7割との差額を、③「役職定年調整額」として支給する。



$$\text{役職定年調整額} = \text{基礎給料月額} - \text{特定日給料月額}$$

基礎給料月額 基動日(役職定年による降任をされた日)の前日に受けている給料月額×70%の額※
※100円未満四捨五入

特定日給料月額 特定日(60歳に達した日後の最初の4月1日)に受けている給料月額
(給料表の職務の級・号給に応じた給料月額×70%の額※) ※100円未満四捨五入

7 60歳に達した職員の退職手当

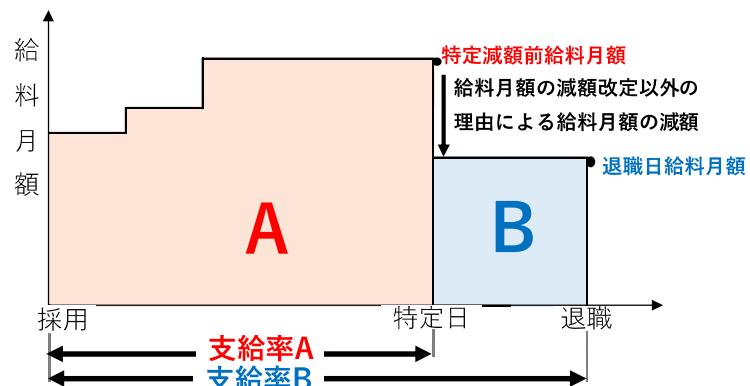
(1)60歳に達した職員の退職手当の算定については、当分の間、次の①～②が措置される。

- ①60歳に達した日以後に退職する職員の退職手当の支給率(支給月数)の設定

► 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者(自己都合退職等)の退職手当の基本額については、「定年退職」の支給率(支給月数)が適用される。

- ②退職手当の基本額の計算方法の特例(ピーク時特例)

► 60歳に達した日後に退職する職員について、次の場合にピーク時特例が適用される。
◆職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後、7割水準の給料月額となる場合
◆役職定年による降任により、給料月額が減額される場合



退職手当の支給率は勤続期間が35年以上になると一律となる。
採用から特定日までの勤続期間が35年以上の場合 Aの部分のみを支給し、35年未満の場合 Aの部分と Bの部分の合計を支給する。

【計算式】

$$\text{特定減額前給料月額} \times \text{支給率 A} \\ + \\ \text{退職日給料月額} \times (\text{支給率 B} - \text{支給率 A})$$

◆**特定減額前給料月額**

在職期間のうち最も高かった給料月額

◆**退職日給料月額**

退職日の給料月額(7割水準の給料月額)+役職定年調整額の合計額

(2)役職定年により降任した職員の退職手当の調整額には次の措置が適用される。

➢ 退職手当の調整額は、原則「退職前20年間」のポイントの合計点数を用いて算出するが、管理監督職が役職定年による降任をした場合は、「役職定年前20年間」と「退職前20年間」のそれぞれの期間のポイントの合計を比較し、いずれか高い方の期間のポイントの合計点数を用いて退職手当の調整額を算出する。

$$\text{退職手当の調整額} = 20 \text{ 年間のポイントの合計点数} \times 1,000 \text{ 円}$$

◆役職定年時：部長

(1)41～46歳：課長、47～60歳：部長、61～65歳：課長補佐の場合

【役職定年前20年間】

役職定年

年度末年齢	41～45歳	46歳	47～60歳	61～65歳	ポイント 合計点数
役職	課長	課長	部長	課長補佐	
ポイント/年	300	300	400	215	7,400

【退職前20年間】

役職定年

年度末年齢	41歳～45歳	46歳	47～60歳	61～65歳	ポイント 合計点数
役職	課長	課長	部長	課長補佐	
ポイント/年	300	300	400	215	6,975

⇒【役職定年前20年間】のポイント合計点数を用いて調整額を算出する。

◆役職定年時：部長

(2)41～45歳：係長、46～47歳：課長補佐、48～53歳：課長、54～60歳：部長、61～65歳：課長補佐の場合

【役職定年前20年間】

役職定年

年度末年齢	41～45歳	46～47歳	48～53歳	54～60歳	61～65歳	ポイント 合計点数
役職	係長	課長補佐	課長	部長	課長補佐	
ポイント/年	190	215	300	400	215	5,980

【退職前20年間】

役職定年

年度末年齢	41～45歳	46～47歳	48～53歳	54～60歳	61～65歳	ポイント 合計点数
役職	係長	課長補佐	課長	部長	課長補佐	
ポイント/年	190	215	300	400	215	6,105

⇒【退職前20年間】のポイント合計点数を用いて調整額を算出する。

8 改正条例と規定内容

〈改正条例の一覧〉

議案番号	議 案 名	改正の概要
第71号 議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	□再任用の文言修正に伴う規定整備
第72号 議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	△役職定年制の導入に伴う規定整備 □再任用の文言修正に伴う規定整備
第73号 議案	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例	△役職定年制の導入に伴う規定整備 □再任用の文言修正に伴う規定整備
第74号 議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	△役職定年制の導入に伴う規定整備 □再任用の文言修正に伴う規定整備
第75号 議案	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	●本資料項番2～4の内容に対応するための改正
第76号 議案	職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	◇60歳以降の給料月額を7割することに伴う規定整備
第77号 議案	品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	□再任用の文言修正に伴う規定整備
第78号 議案	非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	□再任用の文言修正に伴う規定整備
第79号 議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	●本資料項番5～6の内容に対応するための改正
第80号 議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	●本資料項番7の内容に対応するための改正

➢ 規定内容は別紙の新旧対照表のとおり

➢ 施行日：令和5年4月1日

※第75号議案・第80号議案の一部は公布日施行

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新旧対照表

新	旧
(趣旨)	(趣旨)
第1条 (第1項省略)	第1条 (第1項省略)
2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭および養護教諭ならびに区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師であって常時勤務のもの <u>および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。	2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭および養護教諭ならびに区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師であって常時勤務のもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。
(1週間の正規の勤務時間)	(1週間の正規の勤務時間)
第2条 (第1項および第2項省略)	第2条 (第1項および第2項省略)
3 地方公務員法 <u>第22条の4第1項または第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 地方公務員法 <u>第28条の5第1項または第28条の6第2項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。	4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、 <u>再任用短時間勤務職員</u> にあっては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。
(正規の勤務時間の割振り)	(正規の勤務時間の割振り)
第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項	第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項

ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

(第2項および第3項省略)

(週休日)

第4条 日曜日および土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 (第1項省略)

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員（第3条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

(休憩時間)

ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

(第2項および第3項省略)

(週休日)

第4条 日曜日および土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 (第1項省略)

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員（第3条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

(休憩時間)

第6条（第1項および第2項省略）

- 3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、次に掲げる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。
- (1) 職務の性質により特別の勤務を命ずるとき。
- (2) 育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員に対し、1日につき6時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るとき。
(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年度ごとの休暇とし、その日数は、一の年度において、20日（育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

（育児休業に伴う臨時の任用職員等に対する特例）

第18条（第1項省略）

- 2 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第6条（第1項および第2項省略）

- 3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、次に掲げる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。
- (1) 職務の性質により特別の勤務を命ずるとき。
- (2) 育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員に対し、1日につき6時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るとき。
(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年度ごとの休暇とし、その日数は、一の年度において、20日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

（育児休業に伴う臨時の任用職員等に対する特例）

第18条（第1項省略）

- 2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

○職員の育児休業等に関する条例

新旧対照表

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (第1号省略) (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年品川区条例第2号）第4条第1項または第2項の規定により <u>引き続き勤務</u> している職員 (3) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア (省略) ((ア)省略) ((イ)省略) イ (省略) ((ア)省略) ((イ)省略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、 <u>第2条第1号から第3号までに規定する職員</u> とする。	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (第1号省略) (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年品川区条例第2号）第4条第1項または第2項の規定により <u>引き続いて勤務</u> している職員 (3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア (省略) ((ア)省略) ((イ)省略) イ (省略) ((ア)省略) ((イ)省略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、 <u>次に掲げる職員</u> とする。 (1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により引き続いて勤務</u> している職員 (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (第1号省略) (2) 勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）

除く。)

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

新旧対照表

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (第1項省略) 2 法第2条第1項で規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年品川区条例第2号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) 地方公務員法第28条第2項各号の一もしくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、または同法第29条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律または条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (第1項省略) 2 法第2条第1項で規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年品川区条例第2号）第4条第1項の規定により引き続いで勤務させることとされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 地方公務員法第28条第2項各号の一もしくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、または同法第29条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律または条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p>

新旧対照表

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>または<u>第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年品川区条例第2号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務させること</u>とされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(4) <u>定年条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号もしくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、または同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律または条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項</u>、<u>第28条の5第1項</u>または<u>第28条の6第1項</u>もしくは<u>第2項</u>の規定により採用されている職員を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>または<u>第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年品川区条例第2号）第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務させること</u>とされ、または同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(4) 地方公務員法第28条第2項各号もしくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、または同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律または条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>(第3項省略)</p>

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項、附則第5条第1項もしくは第3項、附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</p>	

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

○職員の定年等に関する条例

新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第13条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第14条・第15条）</u></p> <p><u>第5章 雜則（第16条）</u></p> <p>付則</p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項および第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項までおよび第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、別表に掲げる施設等に勤務する医師および歯科医師で、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第5条第1項第2号アに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定</u></p>

超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。）（同条第1項または第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条および次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項または第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合または前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員およ

め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるとときは、特別区人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合または前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限または第2項の規定により延長された期限が到

び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限または第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 （省略）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第9条の2第1項に規定する職員が占める職（別表に掲げる施設等に勤務する医師および歯科医師（同条例第5条第1項第2号アに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）が占める職を除く。）、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）第10条第1項に規定する職員が占める職および学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）第12条第1項に規定する職員が占める職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1）当該職員の人事評価の結果または勤務の状況および職務経験等に基づき、降任または転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条および第12条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に掲げる標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をす

来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手續は、特別区人事委員会規則で定める。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 （省略）

ること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職または管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上で他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項および第11条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるとときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、もしくは転任させることができる。
- 4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、または前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延

長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)

第10条 前条第1項または第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(第9条第3項または第4項の規定による任用)

第11条 第9条第3項または第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいづれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、もしくは転任させるかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、公正に判断してこれを行うものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をさせる場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第13条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、その職員を他の職への降任等をさせるものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

第14条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時のに任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この章において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする職での職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職

をいう。以下この章において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）を行うに当たつては、法第13条に定める平等取扱いの原則および法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。
- 3 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たつては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。
 - （1）定年前再任用を行う職に係る職務内容
 - （2）定年前再任用を行う日
 - （3）定年前再任用に係る勤務地
 - （4）定年前再任用をされた場合の給与
 - （5）定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
 - （6）前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第15条 任命権者は、前条第1項本文の規定によるほか、組合（特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合および東京二十三区清掃一部事務組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条（第1項本文を除く。）の規定を準用する。

第5章 雜則

第16条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付 則

付 則

(施行期日)

(第1項省略)

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、別表に掲げる施設等に勤務する医師および歯科医師以外の職員に対する第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供および勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員および旧条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日から同日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表(第6条関係)

1 保健所

(第1項省略)

別表(第3条関係)

1 保健所

付 則(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3条および付則第13条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 職員の再任用に関する条例（平成13年品川区条例第7号）は、廃止する。

(準備行為)

第3条 第14条第4項および付則第5条第5項の規定による採用の手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(勤務延長に関する経過措置)

第4条 任命権者は、施行日前に改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延长期限（同条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延长期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、特別区人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧

条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項または前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任せ、降任せ、または転任せさせることができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第8条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- （1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- （2） 旧条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項または前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- （3） 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- （4） 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、
旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭
和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の
6第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。）または暫定
再任用（この項もしくは次項、次条第1項もしくは第2項、付則第7条第
1項もしくは第2項または付則第8条第1項もしくは第2項の規定により
採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるも
の

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢
到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時
勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その
他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲
内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した
後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、
令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」と
いう。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した
者
 - (4) 施行日以後に新条例第15条第1項の規定により採用された者のうち、
新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条
の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除
く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日まで
の間にあるもの
 - (6) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除
く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日まで
の間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の規定による採用（以下この条において「暫定再任用」という。）
を行うに当たっては、地方公務員法（以下この項および次項において「法」

という。) 第13条に定める平等取扱いの原則および法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

- 4 定年退職者等(第1項各号および第2項各号に掲げる者をいう。)が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
 - (2) 暫定再任用を行う日および任期の末日
 - (3) 暫定再任用に係る勤務地
 - (4) 暫定再任用をされた場合の給与
 - (5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 6 第1項もしくは第2項の任期またはこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項もしくは第2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 7 暫定再任用職員(第1項もしくは第2項、次条第1項もしくは第2項、付則第7条第1項もしくは第2項または付則第8条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価および業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 8 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(新条例第15条第1項に規定する組合をいう。次項および付則第8条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情

報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第14条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項および付則第12条において同じ。）に達しているもの（新条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第5条第3項から第8項までの規定を準用する。

第8条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第15条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第5条第3項から第8項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢）

第9条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢）

第10条 令和3年改正法附則第4条から附則第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から附則第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

第11条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第5条から付則第8条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準目における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第12条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11

年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第14条第1項に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第14条第1項または第15条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第14条第1項または第15条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任させ、降任させ、または転任させることができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

第13条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

○職員の懲戒に関する条例

新旧対照表

改正後	改正前
<p>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第5条第1項<u>および</u>第29条第4項の規定に基きこの条例を定める。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の範囲で<u>その発令の日に受ける給料</u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年品川区条例第18号)第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第11条に規定する休日給に相当する報酬および第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。)とする。以下同じ。)の5分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第5条第1項<u>及び</u>第29条第2項の規定に基きこの条例を定める。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の範囲で<u>給料</u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年品川区条例第18号)第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第11条に規定する休日給に相当する報酬および第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。)の5分の1以下を減ずるものとする。</p>
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

新旧対照表

○品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

新	旧
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年10月末までに、区長に対し、職員（臨時に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>（第1号から第9号まで省略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年10月末までに、区長に対し、職員（臨時に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>（第1号から第9号まで省略）</p>

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

新旧対照表

○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および<u>同法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>を除く。以下「職員」という。）の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法については、別に定めるものほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定を適用する。</u></p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および<u>第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。以下「職員」という。）の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法については、別に定めるものほか、この条例の定めるところによる。</p>

新旧対照表

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基き、この条例を定める。	地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基き、この条例を定める。
(初任給および昇格昇給等の基準)	(初任給および昇格昇給等の基準)
第6条 (第1項から第6項まで省略)	第6条 (第1項から第6項まで省略)
7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和27年品川区条例第1号）第5条の2の規定に基づき、 <u>その者が降給した日の前日に受けっていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）</u> とする。	7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和27年品川区条例第1号）第5条の2の規定に基づき、 <u>当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）</u> とする。
8 <u>地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	8 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>
(第9項省略)	(第9項省略) <u>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</u>
	第6条の3 <u>地方公務員法第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第6条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>

改正後	改正前
(超過勤務手当)	(超過勤務手当)
第15条 (第1項から第3項まで省略) 4 育児短時間勤務職員等および <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。 (第5項から第7項まで省略) (勤務1時間当たりの給与額の算出)	第15条 (第1項から第3項まで省略) 4 育児短時間勤務職員等および <u>再任用短時間勤務職員</u> が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。 (第5項から第7項まで省略) (勤務1時間当たりの給与額の算出)
第18条 第14条第1項、第15条第1項、第3項、第5項および第6項ならびに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額および人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。 (第1号省略) (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数 (特定職員についての適用除外)	第18条 第14条第1項、第15条第1項、第3項、第5項および第6項ならびに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額および人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。 (第1号省略) (2) <u>再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数 (特定職員についての適用除外)
第18条の4 (第1項省略) 2 第9条の3から第11条まで、第11条の3および第13条の2の規定は、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> には、適用しない。	第18条の4 (第1項省略) 2 第9条の3から第11条まで、第11条の3および第13条の2の規定は、 <u>再任用職員</u> には、適用しない。

改正後	改正前
(第3項省略) (期末手当)	(第3項省略) (期末手当)
第21条　(第1項および第2項省略) 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。 (第4項および第5項省略) (勤勉手当)	第21条　(第1項および第2項省略) 3 <u>再任用職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。 (第4項および第5項省略) (勤勉手当)
第21条の4　(第1項および第2項省略) 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。 (第4項から第6項まで省略)	第21条の4　(第1項および第2項省略) 3 <u>再任用職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。 (第4項から第6項まで省略)
付 則 (第1項から第9項まで省略) 10 平成18年3月31日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年4月1日以降行政職給料表（二）の適用を受けることとなる <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、 <u>第6条第8項の規定により算出した額</u> に1万2,000円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。 (第11項省略) 12 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第14項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級および受ける号給に応	付 則 (第1項から第9項まで省略) 10 平成18年3月31日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年4月1日以降行政職給料表（二）の適用を受けることとなる <u>再任用職員</u> のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、 <u>同表の額</u> に1万2,000円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。 (第11項省略)

改正後	改正前
<p>じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。）とする。</p> <p>13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常時勤務を要しない職員</u> (2) <u>医療職給料表（一）の適用を受ける職員</u> (3) <u>地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u> (4) <u>地方公務員法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u> <p>14 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第12項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第12項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>15 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とある</p>	

改正後	改正前
<p>のは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。</p> <p>16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第14項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第12項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>17 付則第14項または前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>18 当分の間、付則第12項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第2条の2第1項および第4項ならびに第5条の2の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号。以下「給与条例」という。）付則第12項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第2条の2第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第12項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第12項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第5条の2中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第12項の規定による降給は、この限りでない」とする。</p> <p>19 付則第12項から前項までに定めるもののほか、付則第12項および付則第14項の規定による給料月額その他付則第12項から前項までの規定の施行に必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>別表第1 (省略)</p> <p>別表第2 (省略)</p>	

改正後	改正前
<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11項および付則第12項の規定は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第12項から付則第19項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項および第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>3 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または附則第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例付則第10項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。</p> <p>5 令和3年改正法附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務</p>	

改正後	改正前
<p><u>職員</u>という。)の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第10項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。</p> <p>6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第15条第4項および第18条第2号の規定を適用する。</p> <p>7 暫定再任用常時勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第21条第3項の規定を適用する。</p> <p>8 改正後の条例第21条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項、附則第5条第1項もしくは第3項、附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>9 職員の給与に関する条例第9条の3から第11条まで、第11条の3および第13条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 <u>（委任）</u></p> <p>10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。 <u>（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</u></p> <p>11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第3号）の一部を次のように改める。 <u>付則第5項中「のうち施行日以降にその者の受ける」を「のうち、施行日以降にその者の属する職務の級および受ける号給に応じた」に、「（地方公務</u></p>	

改正後	改正前
<p>員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他」を「（」に、「には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級または7級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けっていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する」を「の給料月額は、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。</p> <p>付則第6項中「前項に規定する」を削り、「について、同項」を「であって、前項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員には」を「特定職員の給料月額は」に、「、同項の規定に準じて、給料を支給する」を「、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。</p> <p>付則第7項中「について」を「であって」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該職員には」を「職員の給料月額は」に、「、前2項の規定に準じて、給料を支給する」を「、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。</p> <p>12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年品川区条例第34号）の一部を次のように改める。</p> <p>付則第4項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。</p>	

新旧対照表

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（附則第11項による改正）

改正後	改正前
<p>付 則（平成30年3月28日条例第3号） (第1項から第4項まで省略) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）<u>のうち、施行日以降にその者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けた給料月額に達しないこととなるもの</u>（人事委員会の定める職員を除く。）<u>の給料月額は、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>付 則（平成30年3月28日条例第3号） (第1項から第4項まで省略) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）<u>のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けた給料月額に達しないこととなるもの</u>（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員</u>（以下「再任用職員」という。）<u>その他人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級または7級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けた給料月額に達しないこととなるもの</u>（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する。</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する同一給料表適用特定職員を除く。）について、同項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p>
<p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）<u>であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任</p>

改正後	改正前
<p>用の事情等を考慮して前2項の規定により<u>算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>(第8項以下省略)</p>	<p>用の事情等を考慮して前2項の規定により<u>給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>(第8項以下省略)</p>

新旧対照表

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（附則第12項による改正）

改正後	改正前
<p>付 則（令和元年11月29日条例第34号） （第1項から第3項まで省略） （職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読み替え）</p> <p>4 施行日以後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第3号）付則第5項の規定は、同項中「施行日の前日において受けた給料月額」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年品川区条例第34号）の施行の日の前日においてその者が受けた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第3号）付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額に100分の0.61を乗じて得た額を減じた額（100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。）」と読み替えて適用する。 （第5項から第7項まで省略）</p>	<p>付 則（令和元年11月29日条例第34号） （第1項から第3項まで省略） （職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読み替え）</p> <p>4 施行日以後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第3号）付則第5項の規定は、同項中「<u>のうち施行日以降にその者の受けた給料月額が施行日の前日において受けた給料月額</u>」とあるのは「<u>のうち施行日以降にその者の受けた給料月額が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年品川区条例第34号）の施行の日の前日においてその者が受けた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年品川区条例第3号）付則第5項の規定による給料の月額から当該額に100分の0.61を乗じて得た額を減じた額（100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。）」と読み替えて適用する。 （第5項から第7項まで省略）</u></p>

新旧対照表

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（別表）

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

改正後								改正前							
別表第1（第5条関係） ア 行政職給料表（一）								別表第1（第5条関係） ア 行政職給料表（一）							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
再任用	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	再任用職員		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
短時間勤務職員以外の職員															
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600
再任用		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600								
短時間勤務職員															

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

改正後						改正前					
イ 行政職給料表（二）						イ 行政職給料表（二）					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円	円
再任用	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	勤務職員		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
短時間						再任用職員		212,000	223,200	244,000	274,700
勤務職員以外の職員											
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額						
再任用		212,000	223,200	244,000	274,700						
短時間											
勤務職員											

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務およびこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務およびこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

改正後					改正前				
別表第2（第5条関係） ア 医療職給料表（一）					別表第2（第5条関係） ア 医療職給料表（一）				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	職務の級	1級	2級	3級	
	号給	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	
定年前		円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円
再任用	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	外の職員	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
短時間勤務職員以外の職員					再任用職員		294,500	355,300	416,100
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額					
再任用		294,500	355,300	416,100					
短時間勤務職員									

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

改正後							改正前						
イ 医療職給料表（二）							イ 医療職給料表（二）						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			円	円	円	円	円
定年前	(省略)	円	円	円	円	円	再任用	(省略)	円	円	円	円	円
再任用		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	職員以外の職員	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
短時間							再任用		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600
勤務職員以外の職員							職員						
定年前		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	再任用						
再任用		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600	職員						
短時間							備考	この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。					
勤務職員							備考	この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。					

改正後							改正前						
ウ 医療職給料表（三）							ウ 医療職給料表（三）						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	(省略)	円	円	円	円	円	再任用職員以外の職員	(省略)	円	円	円	円	円
再任用	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	再任用職員	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
短時間勤務職員以外の職員													
定年前		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	再任用職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600
再任用		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600							
短時間勤務職員													

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

総務委員会資料
令和4年10月31日
総務部人事課

新旧対照表

○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(支給対象) 第2条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。	(支給対象) 第2条 退職手当の支給を受ける者は、区から給料を支給される職員（区から給料以外の給与を支給される職員で規則で定める者を含み、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員を除く。）とする。
(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第2条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの	
(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）第3条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの	
(3) 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）第3条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの	
(4) 職員の給与に関する条例第19条第1項に定める給与を支給される職員（以下「育児休業法に基づく臨時の任用職員」という。）のうち、その勤務形態が前3号に掲げる職員に準ずるもの	
2 前項第4号に規定する勤務形態が同項第1号から第3号までに掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。	
(退職手当の支給) 第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する	(退職手当の支給) 第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が退職した場合において、

改正後	改正前
<p><u>場合は、退職手当は、支給しない。</u></p>	
<p>(1) <u>前条第1項第1号から第3号までに掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。</u></p>	<p><u>その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつたときは、退職手当は、支給しない。</u></p>
<p>(2) <u>前条第1項第1号から第3号までに掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員または任期の定めのある職員となつたとき。</u></p>	
<p>(3) <u>前条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員または任期の定めのある職員となつたとき。</u></p>	
<p>(4) <u>前条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び育児休業法に基づく臨時的任用職員となつたとき。</u></p>	
<p>2 <u>前項の規定による場合のほか、前条第1項第4号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</u></p>	
<p>3 <u>第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業法に基づく臨時的任用職員となつた者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</u></p>	
<p>4 <u>第4条の3の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）および第12条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する</u></p>	<p><u>第4条の3の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）および第12条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する</u></p>

改正後	改正前
<p>る退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次条第1項、第7条第1項または第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例第9条および学校教育職員の給与に関する条例第11条の規定に基づく給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(第1号から第6号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第7条 地方公務員法第28条第1項第4号の規定に該当する理由もしくはこれに準ずる理由により任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勧奨を受け、<u>または</u>その意に反して退職した者および公務上の傷病または死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 前項の基本給月額は、職員の給与に関する条例、幼稚園教育職員の給与に関する条例および学校教育職員の給与に関する条例に規定する給料月額および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額またはこれらに相当する給与の月額の合計額とする。</p> <p>(第4項および第5項省略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>	<p>る退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次条第1項、第7条第1項または第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第9条および学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）第11条の規定に基づく給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(第1号から第6号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第7条 地方公務員法第28条第1項第4号の規定に該当する理由もしくはこれに準ずる理由により任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勧奨を受け、<u>もしくは</u>その意に反して退職した者および公務上の傷病または死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>3 前項の基本給月額は、職員の給与に関する条例、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）および学校教育職員の給与に関する条例に規定する給料月額および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額またはこれらに相当する給与の月額の合計額とする。</p> <p>(第4項および第5項省略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>

改正後	改正前
<p>第7条の3 第6条第1項の規定に該当する者（規則で定める傷病により退職した者および死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）または第7条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から<u>15年</u>（職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢以上であるものに対する第6条、第7条第1項ならびに次条第1項第1号および第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（表省略）</p> <p>（非違により勧奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当）</p> <p>第8条 第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、<u>次条</u>または第10条の規定にかかわらず、職員が非違により勧奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議のうえ、一般の退職手当を支給せず、または第5条および第10条の規定により計算した額の合計額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。</p> <p>（給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額）</p> <p>第9条 第5条から第7条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条から<u>第7条の4</u>までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までに規定する勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	<p>第7条の3 第6条第1項の規定に該当する者（規則で定める傷病により退職した者および死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）または第7条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第6条、第7条第1項ならびに次条第1項第1号および第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（表省略）</p> <p>（非違により勧奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当）</p> <p>第8条 第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項または第10条の規定にかかわらず、職員が非違により勧奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議のうえ、一般の退職手当を支給せず、または第5条の規定により計算した額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。</p> <p>（給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額）</p> <p>第9条 第5条から第7条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条から<u>第7条</u>までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までに規定する勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p>

改正後	改正前
<p>2 第5条から第7条までの規定において退職時に幼稚園教育職員の給与に関する条例第20条第1項または学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成21年品川区条例第29号）第3条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第5条から<u>第7条の4</u>までの規定または前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長もしくは副園長の職にあつた者から同条例第20条第1項の規定の適用を受ける者となつたものまたは学校教育職員の給与に関する条例に規定する統括副校長もしくは副校長の職にあつた者から学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。）を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）第4条および第5条の規定による週休日、同条例第10条および第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日ならびにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業およびその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</p> <p>(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発</p>	<p>2 第5条から第7条までの規定において退職時に幼稚園教育職員の給与に関する条例第20条第1項または学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成21年品川区条例第29号）第3条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第5条から<u>第7条</u>までの規定または前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から第6号までおよび第8号に掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第7号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p>

改正後	改正前
<u>等休業をいう。以下同じ。) の期間</u>	
(7) 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。次条において同じ。) の期間	(5) 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。次条において同じ。) の期間
(8) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。) の期間	(6) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。) の期間
(9) 育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務および育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。) の期間	(7) 育児短時間勤務等の期間
(10) 大学院修学休業の期間（教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間をいう。）	(8) 大学院修学休業の期間（教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間をいう。）
(第6項および第7項省略)	(第6項および第7項省略)
<u>(他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額)</u>	
<p><u>第10条の2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の規則で定める職員（以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、規則で定める日）において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額（以下「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が2以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。</u></p> <p data-bbox="161 1182 1118 1229"><u>(勤続期間の計算)</u></p>	<p data-bbox="1118 595 2084 642">(勤続期間の計算)</p> <p data-bbox="1118 642 2084 690">第11条（第1項省略）</p>
2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第4号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間	2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

改正後	改正前
<u>以上勤務した日が18日以上ある月の月数</u> による。	
3 職員が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</u>	3 職員が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、 <u>その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</u>
(1) <u>任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。</u>	
(2) <u>任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員または任期の定めのある職員となつたとき。</u>	
(3) <u>第2条第1項第4号に掲げる職員が退職した場合（第3条第2項または第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日またはその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員または育児休業法に基づく臨時的任用職員となつたとき。</u>	
(4) <u>育児休業法に基づく臨時的任用職員（第2条第1項第4号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び育児休業法に基づく臨時的任用職員となつたとき。</u>	
4 前3項の規定による在職期間のうち <u>第10条第5項</u> に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間および育児短時間勤務等をした期間については3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間および配偶者同行休業をした期間についてはその月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りではない。	4 前3項の規定による在職期間のうち <u>前条第5項</u> に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間および育児短時間勤務等をした期間については3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間および配偶者同行休業をした期間についてはその月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りではない。
5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、 <u>都職員等（東京都の職員、東京都の公営企業の職員、他の特別区の職員、特別区の一部</u>	5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都の公営企業の職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職

改正後	改正前
<p>事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員およびこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において退職手当の支給対象であつたものをいう。以下同じ。）から引き続いて職員となつた者（規則で定める者を除き、その他の地方公務員および規則法人の職員については、区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間および職員が都職員等となり、引き続いて職員となつた者の先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。</p>	<p>員、国家公務員、その他の地方公務員およびこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の地方公務員および規則法人の職員については、区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間ならびに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。</p>
(第6項から第8項まで省略)	(第6項から第8項まで省略)
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第13条（第1項省略）	第13条（第1項省略）
<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外の者で<u>常時勤務を要する</u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に<u>4月</u>以内の期間を定めて雇用され、または季節的に<u>4月</u>以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p>	<p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に<u>4箇月</u>以内の期間を定めて雇用され、または季節的に<u>4箇月</u>以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p>
(第1号および第2号省略)	(第1号および第2号省略)

改正後	改正前
<p>(第3項省略)</p> <p>4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない。</u></p>	<p>(第3項省略)</p> <p>4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</u></p>
<p>(第5項から第7項まで省略)</p> <p>8 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p>	<p>(第5項から第7項まで省略)</p> <p>8 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p>

改正後	改正前
<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (第6号省略) (第9項から第14項まで省略) (都職員等となつた者の取扱い)</p>	<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (第6号省略) (第9項から第14項まで省略) (都職員等となつた者の取扱い)</p>
<p>第15条 職員（規則で定める者を除く。）が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、地方公共団体または規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときその他規則で定めるときは、この限りでない。</p>	<p>第15条 職員が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は支給しない。ただし、地方公共団体または規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときは、この限りでない。</p>
<p>（退職後禁錮（二）以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p>	<p>（退職後禁錮（二）以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p>
<p>（第1号省略）</p> <p>（2）当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に</p>	<p>（第1号省略）</p> <p>（2）当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」</p>

改正後	改正前
対する免職処分」という。)を受けたとき。	という。)を受けたとき。
(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（ <u>再任用職員</u> に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
(第2項から第6項まで省略)	(第2項から第6項まで省略)
(退職をした者の退職手当の返納)	(退職をした者の退職手当の返納)
第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合 <u>には</u> 、これらの規定により算出される金額（次条および第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。	第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合 <u>にあつては</u> 、これらの規定により算出される金額（次条および第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
(第1号省略)	(第1号省略)
(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に し定年前再任用短時間勤務職員 に対する免職処分を受けたとき。	(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に し再任用職員 に対する免職処分を受けたとき。
(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（ <u>再任用職員</u> に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
(第2項から第6項まで省略)	(第2項から第6項まで省略)
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

改正後	改正前
<p>第21条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下<u>この項から第6項まで</u>において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>第21条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下<u>この条</u>において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項または前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと</p>	<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項または前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと</p>

改正後	改正前
ができる。	うことができる。
3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき	5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し <u>再任用職員</u> に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係

改正後	改正前
<p>は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(第6項から第8項まで省略)</p>	<p>る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(第6項から第8項まで省略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第5条から第10条まで（付則第11条第3項、第4項および第6項から第9項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。</p> <p>(第13条第7項の規定の適用に関する特例)</p> <p>第9条 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するた</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第4条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第5条から第10条までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。</p> <p>(第13条第7項の規定の適用に関する特例)</p> <p>第9条 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するた</p>

改正後	改正前
<p>めに必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う ことが適當であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する 地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する 指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法 第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認 めたもの（アに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p>	<p>めに必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行う ことが適當であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する 地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する 指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法 第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認 めたもの（アに掲げる者を除く。）</p>
<p><u>(職員の定年の引上げに伴う経過措置)</u></p> <p>第11条 当分の間、第6条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非 違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用 する。この場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「ま たは第8条」とあるのは、「、第8条または付則第11条第1項」とする。</p>	<p>」とする。</p>
<p>2 前項の規定は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員が退職した場合 に支給する退職手当の基本額については、適用しない。</p>	
<p>3 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に 達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第7条の3の規 定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その 者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規 定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適 用を受ける 職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢」とあるのは「50 歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。</p>	
<p>4 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に 達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の 初日前までに退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同 条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勧 奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に</p>	

改正後	改正前
<p>達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年（職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。</p>	
<p>5 職員の給与に関する条例付則第12項、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第8条第1項または学校教育職員の給与に関する条例付則第2項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p>	
<p>6 当分の間、職員の給与に関する条例付則第12項、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第8条第1項または学校教育職員の給与に関する条例付則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が職員の給与に関する条例付則第12項、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第8条第1項または学校教育職員の給与に関する条例付則第2項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「7割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額（その者の7割措置目前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を</p>	

改正後	改正前
<p>減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。) があり、その額が 7 割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から 7 割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が 7 割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および 7 割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第 5 条から第 7 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。) の 7 割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額）、その者が 7 割措置日後の特定減額前給料月額（その者の 7 割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および 7 割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第 5 条から第 7 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額（以下「7 割措置後の退職手当の基本額」という。）（その者の 7 割措置前給料月額が 7 割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から 7 割措置前の退職手当の基本額の 7 割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額（その者に 7 割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が 7 割措置前給料月額および 7 割措置日の特定減額前給料月額より多い場合またはその者が 7 割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における 7 割措置前給料月額が 7 割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。））ならびに 7 割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（計算の基礎となつた 7 割措置日前の特定減額前給料月額が 7 割措置前給料月額および 7 割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。）の合計額」と、同項第 2 号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7 割措置後の退職手当の基本額の 7 割措置日後の特定減額前給料月額に</p>	

改正後	改正前						
<p>対する割合（その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合または7割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。）とする。</p> <p>7 第4項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第7条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号</td><td> および7割措置前給料月額 および7割措置日前の特定減額前給料月額 の7割措置日前の特定減額前給料月額 および7割措置日後の特定減額前給料月額を </td><td> ならびに7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。） ならびに7割措置日前の特定減額前給料月額および7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。） の割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額 ならびに7割措置日後の特定減額前給料月額および7割措置日後の特定減額前給料月額に100分の </td></tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	付則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	および7割措置前給料月額 および7割措置日前の特定減額前給料月額 の7割措置日前の特定減額前給料月額 および7割措置日後の特定減額前給料月額を	ならびに7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。） ならびに7割措置日前の特定減額前給料月額および7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。） の割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額 ならびに7割措置日後の特定減額前給料月額および7割措置日後の特定減額前給料月額に100分の	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
付則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	および7割措置前給料月額 および7割措置日前の特定減額前給料月額 の7割措置日前の特定減額前給料月額 および7割措置日後の特定減額前給料月額を	ならびに7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。） ならびに7割措置日前の特定減額前給料月額および7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。） の割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額 ならびに7割措置日後の特定減額前給料月額および7割措置日後の特定減額前給料月額に100分の					

改正後		改正前
		2を乗じて得た額の合計 額（以下「割増後の7割 措置日後の特定減額前給 料月額」という。）を
	7割措置前給料月額に	割増後の7割措置前給料 月額に
付則第11条第6項 の規定により読み 替えて適用する第 7条の4第1項第 2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退 職日給料月額に100分の 2を乗じて得た額の合計 額に、
付則第11条第6項 の規定により読み 替えて適用する第 7条の4第1項第 2号イ	の7割措置日後の特定 減額前給料月額 7割措置前給料月額	の割増後の7割措置日後 の特定減額前給料月額 割増後の7割措置前給料 月額
8 当分の間、職員の給与に関する条例付則第12項の規定の適用を受ける職 員（付則第6条の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第9条第1項 の規定の適用については、同項中「第7条の4まで」とあるのは「第7条 の4まで（付則第11条第3項、第4項、第6項および第7項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の 給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者につ いては、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する 規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料 の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給 料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなし て得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後 における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の前日におけるその		

改正後	改正前
<p>者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額および退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p>	
<p>9 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第8条第1項または学校教育職員の給与に関する条例付則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第9条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第11条第3項、第4項および第6項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長もしくは副園長の職にあつた者から同条例第20条第1項の規定の適用を受ける者となつたものまたは学校教育職員の給与に関する条例に規定する統括副校長もしくは副校長の職にあつた者から学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。）を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とある</p>	

改正後	改正前
<p>のは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」）の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長もしくは副園長の職にあつた者から同条例第20条第1項の規定の適用を受ける者となつたものまたは学校教育職員の給与に関する条例に規定する統括副校長もしくは副校長の職にあつた者から学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。）を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額および退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長もしくは副園長の職にあつた者から同条例第20条第1項の規定の適用を受ける者となつたものまたは学校教育職員の給与に関する条例に規定する統括副校長もしくは副校長の職にあつた者から学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続してこれらの規定の適用を受けていた期間に限る。）を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p>	

付 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条および第8条の改正規定、第9条の改正規定（「、第5条から第7条」を「、第5条から第7条の4」に改める部分に限る。）、第11条の改正規定（「前条第5項」を「第10条第5項」に改める部分を除く。）、第13条、第15条および付則第9条の改正規定ならびに次項、付則第4項および付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）</p> <p>第2条第1項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和5年3月31日までの間に限り、同条第1項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法第28条の4第1項または第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。</p>	
<p>3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または附則第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または附則第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。</p>	
<p>4 改正後の条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。</p>	
<p>5 改正後の条例付則第9条の規定は、令和4年4月1日から適用する。</p>	